

ソウェルクラブ(福利厚生センター)事業について

ソウェルクラブ(福利厚生センター)は、社会福祉法に基づき「社会福祉事業従事者の福利厚生の増進を図る」ことを目的として、厚生労働大臣から指定された全国で唯一の法人です。福利厚生事業を全国規模で共同化することにより会員のニーズに応じた多種多様なサービスを提供するため、各都道府県にソウェルクラブ事務局が設けられており、鹿児島県では鹿児島県社会福祉協議会が受託し地域のニーズにきめ細かく対応しています。

平成23年度の会員交流事業としてこれまで、コンサートやミュージカルチケットまた展覧会等の入場券の販売を行い、会員とそのご家族が割引料金で利用

できるようソウェルクラブから助成をし、多くの会員方にご利用いただいています。

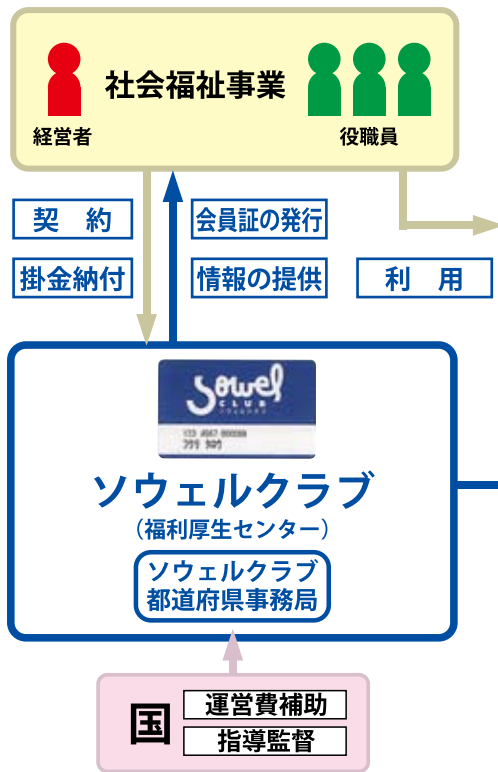
また、昨年度実施しました海外旅行「上海万博ツアー」に引き続き本年度は、海外旅行第2弾として「ソウル2011 2泊3日の旅」として11月18日から20日までのベストシーズンに行く韓国ソウル旅行を企画しています。

これからも多くの会員の皆様にご利用いただける事業を実施して行きたいと考えていますので情報やご要望等をお聞かせください。また、未加入の社会福祉事業所の皆様のご加入をお待ちしています。

魅力ある職場づくりにソウェルクラブがお役に立ちます。

ソウェルクラブのしくみ

社会福祉事業経営者が当センターと契約することにより、その事業所に勤務する方々が会員として登録され、自由に福利厚生サービスを利用することができます。



加入できる職員

- 社会福祉事業に携わる常勤の役職員。
- 非常勤職員、嘱託職員、パートタイマーなどの職員及び法人の非常勤役員や、同一法人において社会福祉事業以外の公益事業、収益事業に従事する職員も加入できます。

掛金

- 掛金は職員一人当たり毎年度1万円です。

契約期間

- 毎年4月1日から翌年3月31日までの1年契約で、退会の申し出がない限り契約が更新されます。

サービス一覧 ■福祉の職場を意識したソウェルクラブならではのサービス ■全国規模のスケールメリットを活かしたサービス

健康管理

- 健康生活用品給付
- 電話健康相談
- 生活習慣病予防健診費用助成
- スポーツクラブ



慶事お祝い

- 結婚お祝品贈呈
- 出産お祝品贈呈
- 入学お祝品贈呈
- 資格取得記念品贈呈
- 永年勤続記念品贈呈



万一の際

- 会員死亡弔慰金
- 入院・手術見舞金
- 高度障害・後遺障害見舞金
- 配偶者死亡弔慰金
- 災害見舞金

資質向上

- メンタルヘルス講習会
- 接遇講習会
- レク・リーダー養成講習会
- 広報講習会
- パソコン講習会
- 海外研修



余暇活用

- 指定保養所
- 会員制リゾート施設
- 全国提携宿泊施設
- 海外リフレッシュツアー
- クラブ・サークル活動助成
- テーマパーク
- ゴルフ場
- 国内・海外旅行
- レンタカー



情報活用

- ホームページ
- 学天ソウェル
- ソウェルweb書店
- 会員情報誌、ソウェルクラブニュース

生活サポート

- 特別資金ローン
- 特別提携住宅ローン
- ソウェル積立保険
- ソウェル団体生命保険
- ソウェル傷害保険
- ソウェル入院保険
- ソウェルがん保険
- ペット保険
- マイカー購入応援事業
- ショッピング
- スポーツ・カルチャー

地域

- 会員交流事業
- 地域開発メニュー